



なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



No.14

こんいんどけ

婚姻届を書いてみよう

自分の家族をつくる。それには、まず、結婚相手を見つけること。今日は、自分の理想の異性を「結婚相手」にして婚姻届を書いてみましょう。

婚姻届を書く前に、婚姻届の用紙の右の「記入の注意」を読んでみましょう。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けられます。

この届書の本籍地でない役場に出すときは、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)が必要ですから、あらかじめ用意してください。未成年者が婚姻届をするときは、父母(養子の場合は養父母)の同意が必要です。

婚姻届には、成人2人の証人が必要です。

婚姻届は市役所(区役所の町もある)に提出します。日曜日や祝日でも、婚姻届は出せます(今回は出しませんがね)。

結婚のことについては「民法」という法律で定められています。「なんでやねん No.15」に「民法」の抜粋(一部分のこと)があります。「民法」の規定を探しながら、次の課題をクリアーしてください。

- (1) 結婚のことを法的には、何というのでしょうか。
- (2) 結婚の成立には、結婚式をあげる必要がありますか。ありませんか。
- (3) 法律上の夫婦になるためには、何が必要なののでしょうか。
- (4) 「婚姻届」を出すのは、いつごろがいいのでしょうか。
- (5) 男子は何歳で結婚できますか？ 女子は何歳で結婚できますか？
- (6) 父母の同意が必要なのは何歳まででしょうか。
- (7) 婚姻届には成人2人の証人が必要です。何歳になれば成人なんでしょうか。

それは、民法の第何条に決められているのでしょうか。

- (8) 日本国憲法には、夫婦関係や家庭内のことについての定めがあります。それは、第何条でしょうか。「なんでやねん No.15」から探しましょう。
- (9) 夫婦はどのような関係でしょうか。①から③で「法的に正しいのはどれ？」

- ① 男がものごとを決めて、女はそれに従うのが正しい。
- ② 夫婦は平等だから、夫婦の大事なことは話し合って決めるのが正しい。
- ③ どちらでもいい。その夫婦の自由だと思う。

出生届を書いてみよう

子どもが生まれたら、子どもが生まれたことを市役所(区役所の町もある)に届けなければなりません。もし、この届出がないと、その子どもは「無戸籍」になってしまいます。無戸籍になると、その子どもが本来、手にすることのできるはずの、様々な権利に支障が発生することがあります。

(1) 子どもが生まれた日から何日以内に届けなければならぬのでしょうか。

(2) 「出生届」には子どもが誕生したことを証明する書類「出生証明書」が必要です。母親になった人(その子を産んだ人)や、祖父母が書くことは認められません。だれに書いてもらうのでしょうか。

記入の注意

子が生まれた日を含め14日以内に出してください。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

出生証明書

子の氏名	男女の別		1男 2女
生まれたとき	平成 年 月 日	午前 午後	時 分
出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他	
	出生したところ	番地 番 号	
	(出生したところの種別 1~3) 施設の名称		
体重及び身長	体重	グラム	身長 センチメートル
単胎・多胎の別	1単胎 2多胎 (子中第 子)		
母の氏名	妊娠週数	満 週 日	
この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)	人 胎	
1医師 2助産師 3その他	上記のとおり証明する。 平成 年 月 日 (住所) 番地 番 号 (氏名) 印		

記入の注意

夜の12時は「午前0時」、
→昼の12時は「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の方で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、
→当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例え
→は医師・助産師ともに立ち合った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

(3) 子どもの名前に使える文字は何でもいいですか。

(4) 出生届には、印鑑と「〇〇〇〇手帳」や「国民健康保険証」も必要です。

「〇〇〇〇手帳」とは、何でしょうか。